

令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります

- ・子育て世代に対する大きな給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。
- ・少子化・人口減少が危機的な状況にある中、少子化を改善することは、我が国の経済・社会システムの維持や労働力確保、国民皆保険の維持等に繋がるとされています。

国は、健保組合などの医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、医療保険者は、納付金を納付する義務を負うことが定められました。

(1) 開始時期

令和8年4月分保険料（5月納付分）より

(2) 納付方法

一般保険料・介護保険料と合わせて毎月納付

(3) 支援金の計算方法

標準報酬月額及び標準賞与額 × 支援金率※ = 支援金額
(事業主と被保険者で折半)

例：410千円 × 4/1000 = 1,640円 (事業主 820円 被保険者 820円)

※支援金率について

健康保険組合連合会の試算では、支援金率は0.3%程度からスタートし、令和10年度にかけて0.4%程度に段階的に上がることが想定されます。

(4) 支援金の使途

児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付率の引上げ、育児時短就業給付の創設、こども誰でも通園制度（令和8年4月から給付化）、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置（令和8年10月から）等に充てられます。

(5) 健康保険組合の役割

介護保険料と同様に健康保険組合は、子ども・子育て支援金についても徴収義務のみ与えられ、徴収した支援金は、国へ納めることとなります。

[参考] こども家庭庁ホームページ [子ども・子育て支援金制度のQ&A]

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkin/fag>